

監 第 22 号
令和5年8月8日

塩竈市長 佐藤光樹 殿

塩竈市監査委員 福田文弘
塩竈市監査委員 浅野敏江

決 算 審 査 意 見 に つ い て

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された、令和4年度塩竈市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類、並びに基金の運用状況を示す書類について審査した結果、その意見書を別紙のとおり提出します。

目 次

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審 査 の 期 間	1
第3	審 査 の 方 法	2
第4	審 査 の 結 果	2
第5	決 算 の 概 要	3
1	決 算 総 括	3
2	一 般 会 計	5
1)	概 況	5
2)	歳 入	9
3)	歳 出	24
4)	む す び	35
3	特 別 会 計	37
1)	概 況	37
2)	会 計 別	38
(1)	交 通 事 業	38
(2)	国 民 健 康 保 険 事 業	42
(3)	魚 市 場 事 業	47
(4)	介 護 保 険 事 業	51
	(保険事業勘定、介護サービス事業勘定)	
(5)	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	58
(6)	北 浜 地 区 復 興 土 地 区 画 整 理 事 業	60
第6	実 質 収 支 に 関 す る 調 書	63
第7	財 産 に 関 す る 調 書	64
第8	基 金 の 運 用 状 況	67
1	海 難 ・ 交 通 遺 児 教 育 手 当 基 金	67

凡

例

- 1 各表中に用いた数値については、数値未満を四捨五入して表示した。よって、構成比において、合計と内訳の合算比率が一致しない場合がある。
「執行率」及び「収入率」の数値については、数値未満を切り捨てて表示した。
- 2 執行率は、予算額に対する決算額の比率である。
- 3 収入率は、調定額に対する決算額（収入済額）の比率である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「 - 」 _____ 該当値がないもの、算出不能又は無意味なもの
「 0 」 又は「 0.0 」 _____ 該当値はあるが、単位未満のもの
数値頭の「 △ 」 又は「 - 」 負数又は減数 例 (△0.12) (-0.12)

令和 4 年度塩竈市一般会計・特別会計決算 並びに基金の運用状況に関する審査意見

第 1 審査の対象

1 一般会計

令和 4 年度塩竈市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

1 令和 4 年度塩竈市交通事業特別会計歳入歳出決算

2 令和 4 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

3 令和 4 年度塩竈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

4 令和 4 年度塩竈市介護保険事業特別会計

1) 保険事業勘定歳入歳出決算

2) 介護サービス事業勘定歳入歳出決算

5 令和 4 年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

6 令和 4 年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

3 附属書類

1 令和 4 年度一般会計並びに各特別会計決算事項別明細書

2 令和 4 年度実質収支に関する調書

3 令和 4 年度財産に関する調書

4 基金の運用状況を示す書類

1 令和 4 年度塩竈市海難・交通遺児教育手当基金

第 2 審査の期間

令和 5 年 6 月 30 日から同年 8 月 3 日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から審査に付された令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況について、関係法令への準拠性、計数の正確性、予算執行の適正性等を関係諸帳簿と照合するとともに、必要に応じて関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計決算書、付属書類及び基金の運用状況は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、表示された計数は諸帳簿と符合し正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認められた。

決算の概要及び意見は次に述べるとおりである。なお、審査の参考にするため「決算審査資料」を作成添付したので参照願いたい。